

この「しおり」は、スポーツ安全保険の概要を説明したものですので、団体構成員の皆様にもお渡しください。

## 1 スポーツ安全保険とは

加入対象 →

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う団体・グループでご加入になれます。

スポーツ安全保険は、団体・グループ活動（社会教育活動）に安心をお届けする補償制度です。公益目的事業としてスポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動を幹事会社とする損害保険会社8社（裏面参照）との間で保険契約を締結しています。

**傷害保険** 急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

**賠償責任保険** 他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

**突然死葬祭費用保険** 突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

(注) ご加入いただけない団体の例

× 家族だけで活動する団体 × プロスポーツを行う団体 × 営利活動を行う団体（会員制スポーツクラブ等でも、その会員・参加者は加入できます。)

**対象となる事故の範囲** 日本国内での次の事故が対象（学校および保育所の管理下を除く。）

### 団体での活動中

加入手続きを行った「団体の管理下」における「団体活動中」の事故

※個人活動中の事故も補償するワイドコースの加入区分もあります。

### 団体活動への往復中

加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故

※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

△ 学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外  
学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所(以下「学校」)が組織する団体(学校部活動等)における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。学校管理下か否かは、学校長の判断によります。

## 2 補償期間

掛金の支払日が令和8年3月31日以前の場合  
令和8年4月1日午前0時から

掛金の支払日が令和8年4月1日以降の場合  
掛金の支払日の翌日午前0時から

令和9年3月31日午後12時まで

※大規模団体加入方式または翌月一括追加方式の要件を満たす団体の追加加入手続きの場合、団体への入会手続き完了時から有効です。

## 3 加入区分・掛金・補償額

入院・通院について治療日数1日目から補償されます。

※傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

団体活動を行う4名以上の方々でご加入ください。加入者ごとに加入区分をご選択ください。

加入対象者	加入区分	補償対象となる団体活動 ※加入手続きをいただいた団体の活動に限ります。	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額	
				死亡	後遺障害 (最高)	入院日額 (180日限度)	通院日額 (30日限度)			
子ども (中学生以下 特別支援学校高等 部の生徒を含む。)	A1	▶スポーツ活動 ▶文化・ボランティア・地域活動	800円	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人2億円	180万円	
大人 (高校生以上)	C	64歳 <sup>注1</sup> 以下 ▶スポーツ活動 (指導・審判を含む。)	2,000円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人2億円	180万円	
	B	65歳 <sup>注1</sup> 以上 ※A2区分で対象となる活動も補償	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円			
	A2	▶文化・ボランティア・地域活動 ▶準備・片付け・応援・団体の送迎 ※スポーツ活動中の事故は対象なりません。 ※A2区分には65歳以上の方も加入できます。	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円			
全年齢	D	▶危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む。) アメリカンフットボール、山岳登山など	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億円ただし、 対人賠償は1人2億円	180万円	
ワイド コース (高校生以上)	子ども (中学生以下 特別支援学校高等 部の生徒を含む。)	▶A1区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(学校管理下を除く。)*も対象 上段: 団体活動中およびその往復中の補償額 下段: 上記以外(個人活動等)の補償額	1,450円	3,100万円	4,650万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人2億600万円	180万円	
				細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額はA1区分と同額						
	大人	CW	64歳 <sup>注1</sup> 以下 ▶C区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(就業中および学校管理下 を除く。)*も対象 上段: 団体活動中およびその往復中の補償額 下段: 上記以外(個人活動等)の補償額	5,000円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人2億600万円	180万円
					就業中、細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額C区分と同額					
		BW	65歳 <sup>注1</sup> 以上 ▶B区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(就業中および学校管理下 を除く。)*も対象 上段: 団体活動中およびその往復中の補償額 下段: 上記以外(個人活動等)の補償額	5,000円	700万円	1,050万円	2,800円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人2億600万円	180万円
					就業中、細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額B区分と同額					
				100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故500万円	対象外	
				就業中、細菌性・ウイルス性食中毒は対象なりません。						

注1 年齢の判断は、「令和8年4月1日」を基準とします。

年間掛金には、制度運営費10円(税込み)が含まれます。

当しおりは、スポーツ安全保険の概要を記したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましてはスポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。